台東区生涯学習センター
展示スペース
利用案内

【令和８年度版】

目次

Ⅰ. 展示スペースの概要と利用条件
Ⅱ. 申し込みから利用決定までの流れ
Ⅲ. 搬入・搬出日の流れ
Ⅳ. 利用上の注意事項

Ⅰ. 展示スペースの概要と利用条件

1. 展示スペースとは

台東区生涯学習センター内に設置する、社会教育活動の成果作品等を展示するためのスペースです。

2. 利用対象者

展示スペースの利用対象者は、次のとおりです。

1）教育委員会に登録のある社会教育関係団体

2）生涯学習課事業から発足した団体

3）任意団体 （代表者が区内在住、在勤又は在学者であり、構成員の5割以上が区内在住、在勤または在学者である、2人以上の団体）

3. 展示できるもの

展示できるものは社会教育活動の成果物等で、「Ⅳ. 利用上の注意事項　2」(P5)に該当しないものに限ります。

4. 展示スペースの場所

利用できる場所は、次のとおりです。

場所	展示スペース
2 階…ホワイエ出入口前の廊下	立体展示(ガラスケース 7 台)P6 参照
3 階…304～307 会議室、探求・創造の部屋及びリハーサル室前の壁面	平面展示(壁面 3 区分)P7 参照

5. 利用期間

・利用期間は、1 回につき 1 か月です。

・同一団体は、次の展示予約がない場合、最長 3 か月まで延長できます。

・利用期間には、作品の搬入及び搬出に要する時間を含みます。

・区主催の事業等で展示スペースの利用予定がある期間は、区主催の事業等での利用を優先いたします。ご了承ください。

展示を鑑賞できる時間	センター開館日　午前 9 時から午後10時 （年末年始・休館日を除く）
搬入出ができる時間	※原則センター休館日　第 1・3・5 月曜日(祝日・休日の場合、その翌日) 午前 9 時から午後 5 時

※搬入出の日時のご都合がつかない場合、ご相談下さい。

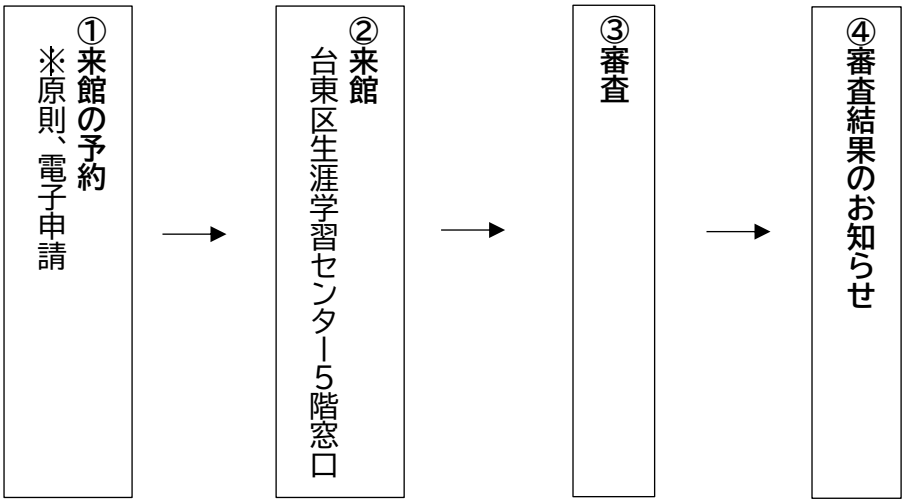
6. 利用料

利用料は無料です。

7. 撮影について

作品の著作権保護及び施設利用者の肖像権を考慮し、出展者以外は原則として作品撮影を禁止します。

Ⅱ. 申し込みから利用決定までの流れ



1. 来館の予約

利用を希望する方は、利用開始日の2か月前から3週間前までの来館が必要です。電子申請フォーム（LoGo フォーム）にて来館の予約をしてください。

URL https://logoform.jp/form/sQhE/1889577
←こちらを読み取りください。

※電話での予約も受け付けています。
【生涯学習課 社会教育担当 展示スペース担当】
電話番号： 03-5246-5821（平日午前 9 時～午後 5 時）

2. 来館

次の持ち物をもって、台東区生涯学習センター5階窓口へお越しください。

□ 展示物または展示物の写真を2、3点 ※必須
□ 団体の会則・規約・役員名簿・会報・チラシ等 ※任意団体のみ。ただし、ない場合は省略可
□ 台東区生涯学習センター展示スペース使用申請書（第 1 号様式） ※当日窓口で記入も可
□ 台東区生涯学習センター展示スペース使用企画書（第 2 号様式） ※当日窓口で記入も可
□ 台東区生涯学習センター展示スペース図面（第 3 号様式－1・2） ※当日窓口で記入も可

※当日窓口で記入する場合も、事前に記入内容の把握をお願いします。 HP（様式）→

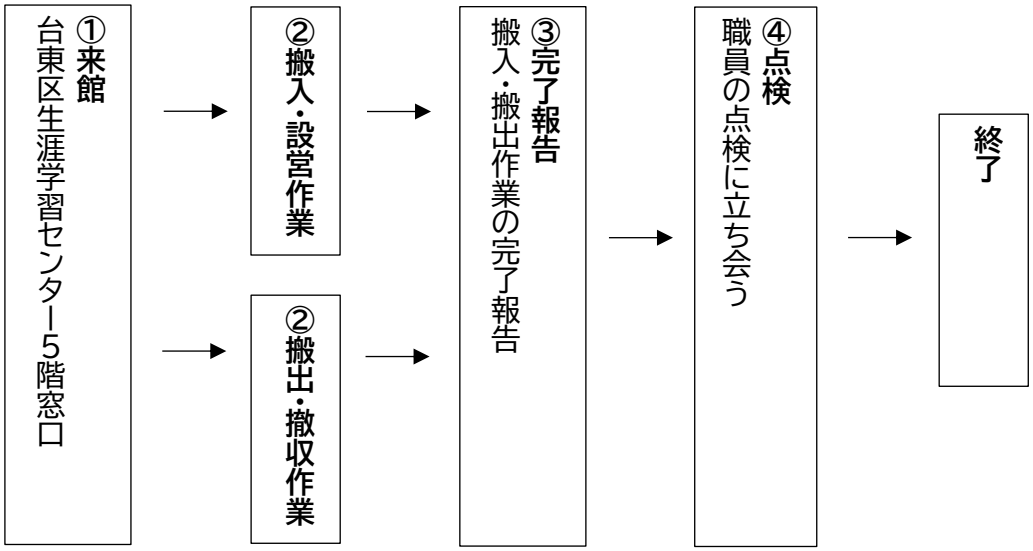
3. 審査～4. 審査結果のお知らせ

申請書類受領後、生涯学習課が審査を行い、7営業日以内に審査結果をお知らせします。また、台東区生涯学習センター展示スペース使用承認書（第4号様式）を、LoGo フォームを通じて、もしくは、窓口にて交付します。

★下見（希望者）

・展示スペースは、自由に下見いただけます。展示の有無や内容はホームページをご確認ください。
・担当職員の説明が必要な場合は、必ず事前にご連絡ください。連絡なくご来館されますと、担当者不在の場合があります。
・台東区生涯学習センター休館日は、下見ができません。
休館日・・・第 1・3・5月曜日（祝日・休日の場合は、その翌日）と年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）

Ⅲ. 搬入・搬出日の流れ



1. 来館

・台東区生涯学習センター展示スペース使用承認書(第4号様式)に記載された搬入・搬出日に、台東区生涯学習センター5階窓口にお越しください。

・「使用承認書(第 4 号様式)の原本」または「使用承認書(第4号様式)の PDF 画像」(LoGo フォームで使用承認書を受領した場合)」を提示してください。このときに、備品を受け取ってください。

・事前、事後の荷物預かりはできません。

2. 設営・撤収作業

・設営作業および撤収作業は、申請した団体で行ってください。

・壁面へは、ピクチャーレールでの展示が可能です。

・天井からの吊り下げの展示はできません。



ピクチャーワイヤー

3. 完了報告

設営・撤収作業が完了したら、台東区生涯学習センター5階窓口へ完了報告をしてください。

4. 点検

職員の点検が終了し次第、搬入・搬出作業の終了です。点検には立ち会いをお願いします。

★利用できる備品

・利用者は、企画書に基づき必要備品を申請し、承認を受けた範囲で利用できます。

・上限数などは図面・様式に従ってください。

・ピクチャーワイヤー(1500 ㎜)・・・46本
・ワイヤーフック・・・46 本
　※耐荷重　20～30 ㎏/本
・フレーム(A3サイズ・黒・アクリル)・・・46 個
　※枠外寸 418×521 ㎜、内寸 406×509 ㎜、マット黒 2 ㎜



フレームイメージ

★作品の管理、責任

区は、作品の事故・紛失・破損等について一切の責任を負いません。

Ⅳ. 利用上の注意事項

1. 広報について

・展示会名・展示期間・団体名・展示風景の写真等は、台東区ホームページに掲載します。

・出展者が SNS 等で出展情報を公開される際は、施設利用者の肖像権に十分に配慮してください。

2. 展示と利用に関する禁止事項等について

・審査、承認の可否は、生涯学習課長が行います。

・生涯学習センター職員の指示に従っていただけない場合は、利用をお断りします。

・展示作品の内容が以下のいずれかに該当する場合は、展示期間に限らず、承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止する場合があります。

以下のような内容の展示はできません

・営利を目的とした作品

（例）勧誘行為、物品販売、あっせん受注等）

・政治的活動または宗教的活動を目的とした作品

・人権侵害を意図するなど、公序良俗に反する作品

・著作権、肖像権の許諾を得ていない作品、または著作権・肖像権の侵害を意図した作品

・公の秩序や善良な風俗を乱すおそれのある作品

・来館者に不快感を与えたり、心身に危害を及ぼしたりするおそれのあるもの

（例）暴力的、差別を助長、過激な性的表現等

・施設・設備・備品を破損・汚損するおそれのある作品

（例）振動するもの、火気を使用するもの、発火しやすい物質の付着したもの、爆発の恐れがあるもの、水分を多く含むもの、土砂が付着しているもの等

・人体に有害な影響を及ぼすおそれのある作品

（例）異臭・刺激臭がするもの、病害虫・有害物質が付着したもの　等

・来館者の迷惑になるおそれのある作品（例）音が出るもの等

以下の場合、展示はできません

・不承認に該当する作品を展示したとき

・申請内容に虚偽があったとき

・管理運営上支障があると認めたとき

3. 自然災害等による臨時休館

地震等で臨時休館となる場合があります。
この場合、作品等に生じた損害について、区はその責めを負いません。

4. 原状回復・損害責任

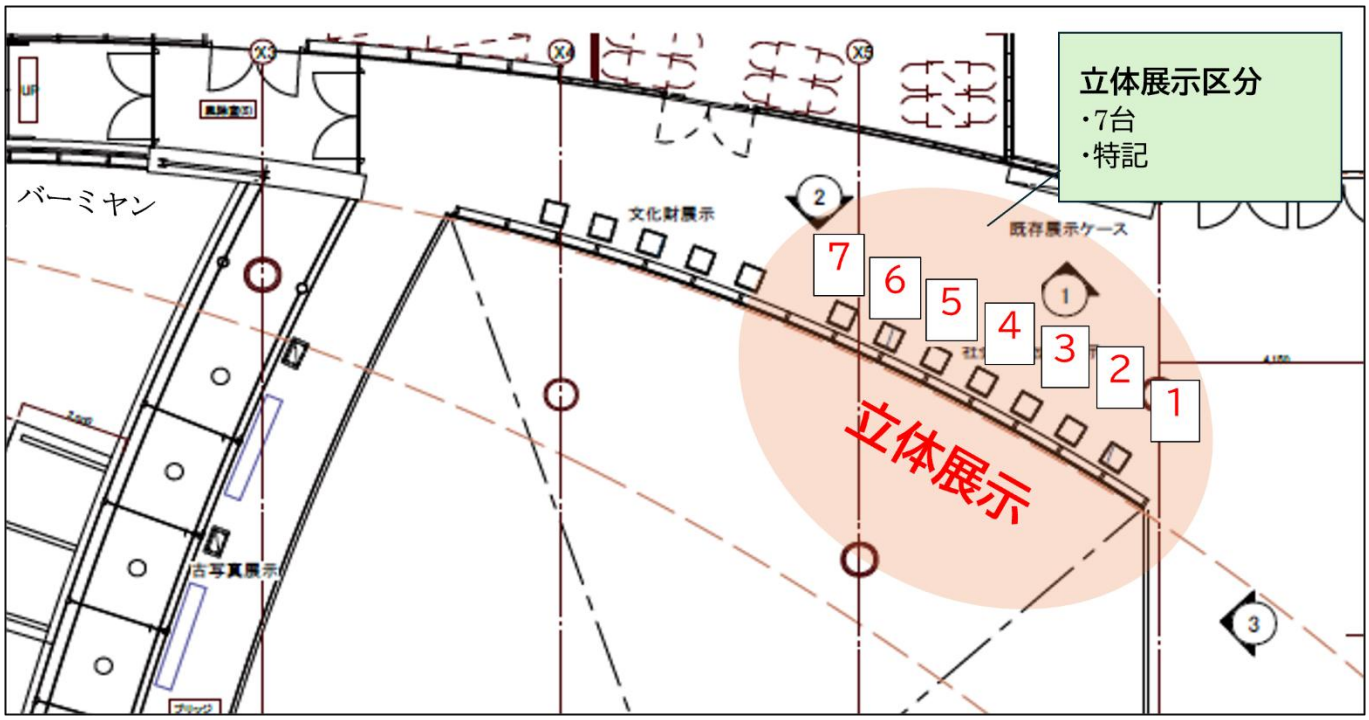
・展示スペース及び備品の利用を終了したとき、または承認取消・使用制限・使用停止となったときは、直ちに原状に回復してください。

・施設・施設内の備品を損傷し、または滅失したときは、損害を賠償していただく場合があります。

・利用期間中に作品等にいかなる損害が生じても、区は一切の責任を負いません。

参考 展示スペース図面

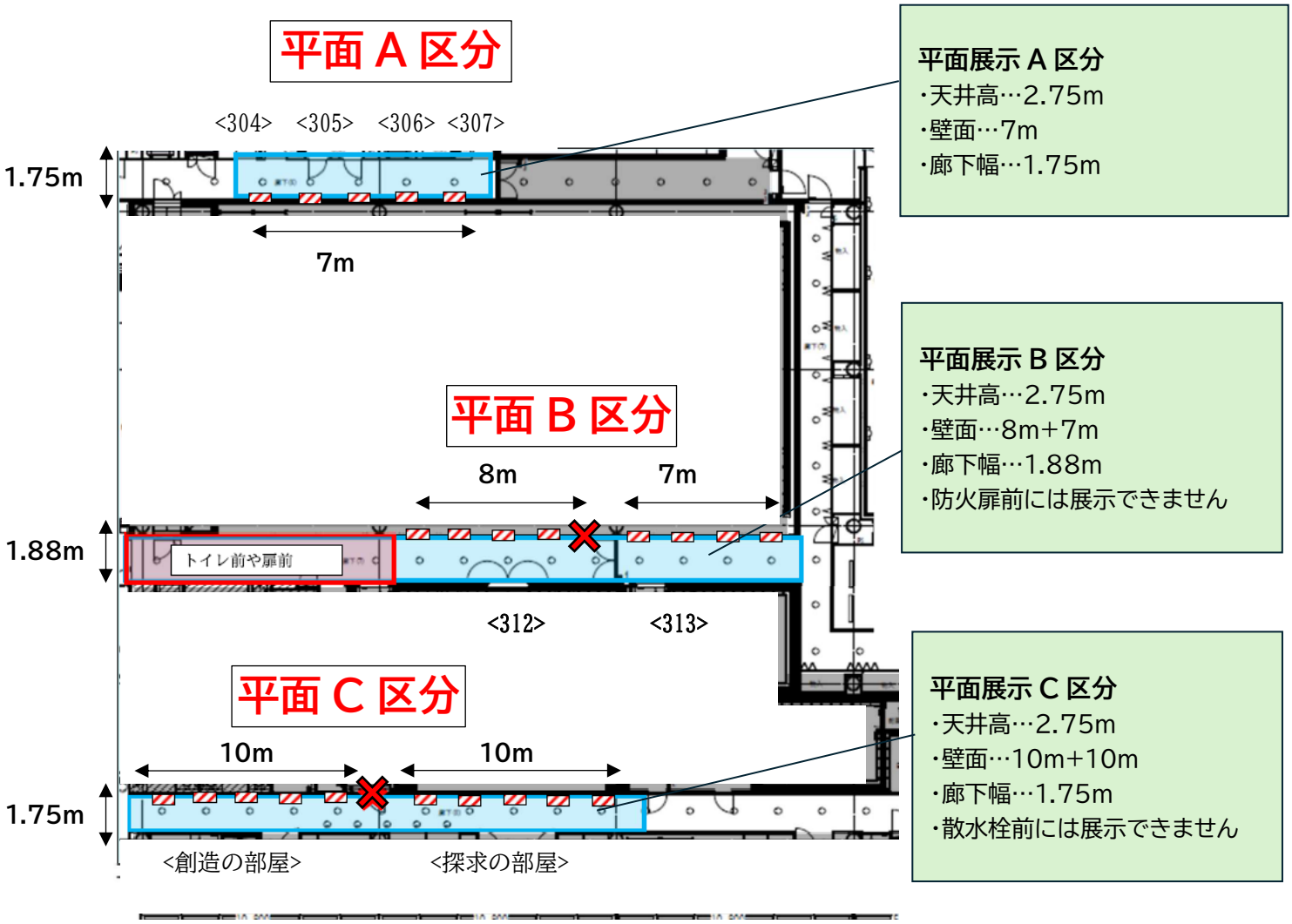
☛2 階(立体)





展示ケース
・展示台･･･W400㎜×D416㎜×H1500㎜
・アクリル製ケース…W400㎜×D416㎜×H300㎜
・キャプション…W400 ㎜×H380 ㎜(マグネットシート)
・非可動式、施錠可、調湿・遮光機能なし

☛3階(平面)


平面 A 区分
<304> <305> <306> <307>
1.75m
7m
平面展示 A 区分
・天井高…2.75m
・壁面…7m
・廊下幅…1.75m
平面 B 区分
8m
7m
1.88m
トイレ前や扉前
<312>
<313>
平面展示 B 区分
・天井高…2.75m
・壁面…8m+7m
・廊下幅…1.88m
・防火扉前には展示できません
平面 C 区分
10m
10m
1.75m
<創造の部屋>
<探求の部屋>
平面展示 C 区分
・天井高…2.75m
・壁面…10m+10m
・廊下幅…1.75m
・散水栓前には展示できません


305
会議室
A 区分


B区分


C区分


※防火扉前は展示不


※散水栓前は展示不